

論文試験

(注意事項)

- 一 本試験問題は指示があるまで開かないこと。
- 二 本試験問題は（この表紙と白紙を除き）9頁、解答紙は3枚である。「始め」の合図があったら、それぞれ確認すること。
- 三 解答文は横書きとし、所定の解答欄に記入すること。
- 四 論文試験の筆記具は、B又はHBの鉛筆又はシャープペンシルを使用することとし、それに従わない答案は無効とする。
- 五 ラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題検討のために、問題用紙及び答案構成用の下書き用に限り許可する。

次の文章をよく読んで、問(1)～(4)に答えなさい。

【出典】副田 義也『福祉社会学宣言』（岩波書店・2008年）8－31頁

問(1) 下線①「公的扶助労働のあるべき倫理規範にたいする、その労働に従事する人びとの逸脱」について。筆者がそのような逸脱を認めない社会福祉学者の立場に共感しないのはなぜか。「感情中立性」という用語を用いて 250 字以内で説明しなさい。

〔配点：45 点〕

問(2) 下線②「この拒否感情はなるべく丁寧に分析される必要がある」のは、なぜか。また、どのように行うべきであるかと考えられるか。本文に即して 250 字以内で説明しなさい。

〔配点：45 点〕

問(3) 下線③「いつまでも 入院してね アル中精神」に関しては、作者の差別意識を批判する障害者団体に共感する一方で、下線④「ケースの死 笑い飛ばして 後始末」に対してはむしろ逆に作品に「感銘を受け」さえしている。両者の対比を中心に、筆者のケースワーカーの役割像に関する理解を 500 字以内で説明しなさい。なお、各句については、③、④と略して示しなさい。

〔配点：80 点〕

問(4) 本文では、ケースワーカーなどの実務家がクライアントに拒否的な感情や怒りを持つことが社会福祉学の教科書や研究文献には表れていないにも関わらず、現実には起こりえるとされます。同様のクライアントへの拒否感情は、法曹実務家（弁護士・検事・裁判官等）にも起きえんと考えられます。本文の議論を踏まえた上で、あなた自身が将来実務家（弁護士・検事・裁判官等）になることを前提に、実務家としてありたい姿勢や持ちたい態度を 500 字以内で論じなさい。

〔配点：80 点〕